

麻薬向精神薬の原料の取扱いについて

①. 麻薬向精神薬原料規制の趣旨について

1. 麻薬向精神薬原料は、国際的に「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」において規制され、我が国においても「麻薬及び向精神薬取締法」(以下「法」という。)で規制されています。

法に基づき、現在20物質が「麻薬向精神薬原料」に定められており、その中の12物質が「特定麻薬向精神薬原料(2における、下線物質)」に指定されています。特定麻薬向精神薬原料は、その輸出輸入について、他の麻薬向精神薬原料より厳しい取扱いになっております。

麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する際の手続きは、輸入(輸出)を業とする場合と業としない場合で異なります。業とする場合とは、反復継続して輸入(輸出)をする場合です。業とする場合は、麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届が義務づけられております。さらに特定麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する場合は、麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届の届出をした上、さらに輸出、輸入の都度、届出が必要です。業としない場合は、麻薬向精神薬原料ごとに定めた量以下であれば、輸入(輸出)の届出や業務届は必要ありませんが、一定の量を超える麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する場合には届出が必要になります。

2. 麻薬向精神薬原料とは

アセトン	(50%を超えるもの)
トルエン	(50%を超えるもの)
メチルエチルケトン	(50%を超えるもの)
エチルエーテル	(50%を超えるもの)
アントラニル酸	(50%を超えるもの)
ピペリジン	(50%を超えるもの)
硫酸	(10%を超えるもの)
塩酸	(10%を超えるもの)
<u>N-アセチルアントラニル酸</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>イソサフロール</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>エルゴタミン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>エルゴメリン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>過マンガン酸カリウム</u>	<u>(10%を超えるもの)</u>
<u>サフロール</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>ピペロナル</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>1-フェネチルピペリジン-4-オン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>無水酢酸</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>3, 4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
<u>リゼルギン酸</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>

* 下線の物質は、特定麻薬向精神薬原料である。

* アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤されたアセトン、放射性物質は除く。

* 車両、船舶等への搭載の有無にかかわらずバッテリーに使用されている硫酸については、平成18年6月27日付、薬食監麻発第0627001号の通知により、届出の除外対象になりました。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸を輸出、輸入する場合は届出が必要です。

3. 麻薬向精神薬原料一覧表

<p>特定麻薬向精神薬原料</p> <p>【12物質】</p>	<p>業とする場合</p> <p>① 地方厚生(支)局長に業の届出 (第50条の27、50条の28)</p> <p>② 地方厚生(支)局長にその都度の届出 (50条の29、50条の30、施行令1条)</p> <p>ただし、下記濃度以下は業の届出及びその都度の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規則別表第3)</p> <table border="0"> <tr><td>N-アセチルアントラニル酸</td><td>50%</td></tr> <tr><td>4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>イソサフロール</td><td>50%</td></tr> <tr><td>エルゴタミン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>エルゴメトリン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>サフロール</td><td>50%</td></tr> <tr><td>ピペロナール</td><td>50%</td></tr> <tr><td>1-フェネチルピペリジン-4-オン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>無水酢酸</td><td>50%</td></tr> <tr><td>3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>リゼルギン酸</td><td>50%</td></tr> <tr><td>過マンガン酸カリウム</td><td>10%</td></tr> </table>	N-アセチルアントラニル酸	50%	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン	50%	イソサフロール	50%	エルゴタミン	50%	エルゴメトリン	50%	サフロール	50%	ピペロナール	50%	1-フェネチルピペリジン-4-オン	50%	無水酢酸	50%	3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノン	50%	リゼルギン酸	50%	過マンガン酸カリウム	10%	<p>業としない場合</p> <p>① 下記量を超える場合、地方厚生(支)局長にその都度の届出 (50条の31、50条の32、規則45条の5)</p> <p>ただし、左記濃度以下はその都度の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規則別表第3)</p> <table border="0"> <tr><td>N-アセチルアントラニル酸</td><td>40kg</td></tr> <tr><td>4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン</td><td>—*</td></tr> <tr><td>イソサフロール</td><td>4kg</td></tr> <tr><td>エルゴタミン</td><td>20g</td></tr> <tr><td>エルゴメトリン</td><td>10g</td></tr> <tr><td>サフロール</td><td>4kg</td></tr> <tr><td>ピペロナール</td><td>4kg</td></tr> <tr><td>1-フェネチルピペリジン-4-オン</td><td>—*</td></tr> <tr><td>無水酢酸</td><td>210kg</td></tr> <tr><td>3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノン</td><td>4kg</td></tr> <tr><td>リゼルギン酸</td><td>10g</td></tr> <tr><td>過マンガン酸カリウム</td><td>55kg</td></tr> </table> <p>* 量規定なし。</p>	N-アセチルアントラニル酸	40kg	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン	—*	イソサフロール	4kg	エルゴタミン	20g	エルゴメトリン	10g	サフロール	4kg	ピペロナール	4kg	1-フェネチルピペリジン-4-オン	—*	無水酢酸	210kg	3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノン	4kg	リゼルギン酸	10g	過マンガン酸カリウム	55kg
N-アセチルアントラニル酸	50%																																																	
4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン	50%																																																	
イソサフロール	50%																																																	
エルゴタミン	50%																																																	
エルゴメトリン	50%																																																	
サフロール	50%																																																	
ピペロナール	50%																																																	
1-フェネチルピペリジン-4-オン	50%																																																	
無水酢酸	50%																																																	
3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノン	50%																																																	
リゼルギン酸	50%																																																	
過マンガン酸カリウム	10%																																																	
N-アセチルアントラニル酸	40kg																																																	
4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン	—*																																																	
イソサフロール	4kg																																																	
エルゴタミン	20g																																																	
エルゴメトリン	10g																																																	
サフロール	4kg																																																	
ピペロナール	4kg																																																	
1-フェネチルピペリジン-4-オン	—*																																																	
無水酢酸	210kg																																																	
3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノン	4kg																																																	
リゼルギン酸	10g																																																	
過マンガン酸カリウム	55kg																																																	
<p>上記以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>【8物質】</p>	<p>業とする場合</p> <p>① 地方厚生(支)局長に業の届出 (50条の27、50条の28)</p> <p>ただし、下記濃度以下は業の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規則別表第3)</p> <table border="0"> <tr><td>アセトン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アントラニル酸</td><td>50%</td></tr> <tr><td>エチルエーテル</td><td>50%</td></tr> <tr><td>塩化水素(塩酸)</td><td>10%</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>ピペリジン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>メチルエチルケトン</td><td>50%</td></tr> <tr><td>硫酸</td><td>10%</td></tr> </table>	アセトン	50%	アントラニル酸	50%	エチルエーテル	50%	塩化水素(塩酸)	10%	トルエン	50%	ピペリジン	50%	メチルエチルケトン	50%	硫酸	10%	<p>業としない場合</p> <p>① 下記量を超える場合、地方厚生(支)局長にその都度の届出 (50条の31、50条の32、規則45条の5)</p> <p>ただし、左記濃度以下はその都度の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規則別表第3)</p> <table border="0"> <tr><td>アセトン</td><td>150kg</td></tr> <tr><td>アントラニル酸</td><td>30kg</td></tr> <tr><td>エチルエーテル</td><td>140kg</td></tr> <tr><td>塩化水素(塩酸)</td><td>20kg</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>170kg</td></tr> <tr><td>ピペリジン</td><td>500g</td></tr> <tr><td>メチルエチルケトン</td><td>160kg</td></tr> <tr><td>硫酸</td><td>20kg</td></tr> </table>	アセトン	150kg	アントラニル酸	30kg	エチルエーテル	140kg	塩化水素(塩酸)	20kg	トルエン	170kg	ピペリジン	500g	メチルエチルケトン	160kg	硫酸	20kg																
アセトン	50%																																																	
アントラニル酸	50%																																																	
エチルエーテル	50%																																																	
塩化水素(塩酸)	10%																																																	
トルエン	50%																																																	
ピペリジン	50%																																																	
メチルエチルケトン	50%																																																	
硫酸	10%																																																	
アセトン	150kg																																																	
アントラニル酸	30kg																																																	
エチルエーテル	140kg																																																	
塩化水素(塩酸)	20kg																																																	
トルエン	170kg																																																	
ピペリジン	500g																																																	
メチルエチルケトン	160kg																																																	
硫酸	20kg																																																	

4. 届出の提出先

業務届、業務の変更届、業務の廃止届は、それぞれの業務所を管轄する地方厚生(支)局長宛に、5年毎の業務届受理証明書の更新及び紛失した際の再発行の証明願はそれぞれの業務所を管轄する地方厚生局麻薬取締部長宛に行ってください。それぞれの記載方法については、別添記載の手引きを参照して下さい。

届出や証明願はそれぞれの業務所を管轄する地方厚生局麻薬取締部(以下「麻薬取締部」という。)の窓口に直接持参或いは郵送して下さい。なお、郵送される場合は届出書類と共に、簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)を講じて下さい。

前記返信手段によらず万一紛失等の事故が発生した場合、当部では責任を負いかねますのでご注意下さい。また、事故経緯等調査のため再発行まで相当時間を要することがあります。

届出の際、届出内容についていくつか質問させていただくことがあります。なお、受理証明書は届出受理後、概ね1週間から10日間で交付しますが、申請が混雑するなどの理由で(特に4月～6月)時間が多少かかる場合もありますので、余裕を持って提出して下さい。

*** 営業所所在地が北海道の方**

厚生労働省北海道厚生局麻薬取締部
調査総務課 許認可担当
〒060-0808
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎
電話番号 011-726-3131 FAX 番号 011-709-8063

*** 営業所所在地が青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県の方**

厚生労働省東北厚生局麻薬取締部
調査総務課 許認可担当
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎
電話番号 022-221-3701 FAX 番号 022-221-3713

*** 営業所所在地が茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県の方**

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部
調査総務課 許認可担当
〒102-8309
東京都千代田区九段南1丁目2番1号九段第三合同庁舎17階
電話番号 03-3512-8691 FAX 番号 03-3512-8689

*** 営業所所在地が静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、岐阜県の方**

厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部
調査総務課 許認可担当
〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
電話番号 052-951-0688 FAX 番号 052-951-6876

*** 営業所所在地が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方**

厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部
調査総務課 許認可担当
〒540-0008
大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
電話番号 06-6949-6336 FAX 番号 06-6949-6339

*** 営業所所在地が岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県の方**

厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部
調査総務課 許認可担当
〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
電話番号 082-227-9011 FAX 番号 082-227-9174

*** 営業所所在地が香川県、愛媛県、徳島県、高知県の方**

厚生労働省四国厚生支局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒760-0019

高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎4階

電話番号 087-811-8910 FAX 番号 087-823-8810

*** 営業所所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県の方**

厚生労働省九州厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎

電話番号 092-472-2331 FAX 番号 092-451-4539

5. 義務事項(必ず読んで下さい)

麻薬等原料輸入(輸出)業者等に対して義務づけられている事項は、次のとおりです。なお、虚偽の届出をした場合は、罰則があります。(法第72条、法第73条の2)

①業務の届出(法第50条の27)

業として輸入(輸出)する場合、業務の届出が必要です。

業務届の受理後、特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する業者には麻薬取締部長名の「麻薬等原料輸入(出)業者業務届受理証明書」(業務の届出のあった日から5年間を経過した日の属する年の6月30日を有効期限とする。)を発行します。この証明書が、通関の際の証明書となります。

②業務の変更の届出(法第50条の27)

業務届の内容に変更が生じた場合は、業務変更の届出が必要です。

麻薬等原料輸入(輸出)業者として届け出た事項を変更しようとするときは、麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の業務変更届を提出して下さい。

③業務廃止の届出(法第50条の28)

業務を廃止した場合は、業務廃止の日から30日以内に届出が必要です。また、受理証明書原本も同時に返納しなければなりません。

麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したときは、麻薬取締部に厚生(支)局長宛の業務廃止届を30日以内に届け出て下さい。麻薬等原料輸入(輸出)業者が死亡又は解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が同様に30日以内に届け出て下さい。麻薬向精神薬原料輸入(輸出)の業務を行う営業所(以下「麻薬等原料営業所」という。)が移転した場合は、移転前の営業所については業務廃止の届出を、移転後の営業所で引き続き麻薬向精神薬原料を取り扱う場合は新たに業務の届出(①参照)をして下さい。

④麻薬等原料輸入業者の特定麻薬向精神薬原料輸入の届出(法第50条の29)

特定麻薬向精神薬原料(前記下線付きの麻薬等原料)の輸入については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑤麻薬等原料輸出業者の特定麻薬向精神薬原料輸出の届出(法第50条の30)

特定麻薬向精神薬原料の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑥麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出(法第50条の31)

麻薬向精神薬原料(前記一覧表掲載)の輸入については、その都度の届出が必要です。届出

は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑦麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出(法第50条の32)

麻薬向精神薬原料(前記一覧表掲載)の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑧記録[業務届出者に限る](法第50条の34)

輸入し、輸出し、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料の品名、数量及びその年月日並びに相手方の氏名、名称及び住所を記録しなければなりません。これらの記録は記録の日から2年間、麻薬等原料営業所において保存して下さい。記録の様式は、上記事項が記載されたものであれば、帳簿、カード、伝票等のいずれでも、これらのコピーでも差し支えありません。なお、納入伝票をもって記録とする場合は、麻薬向精神薬原料を記載した伝票のみを綴ることとし、他の伝票とともに綴らないで下さい。

⑨輸出の際の表示(法第50条の35)

麻薬等原料輸出業者は、麻薬向精神薬原料を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはなりません。

⑩業務の継続及び再交付(平成9年5月29日 薬麻第949号)

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書の有効期間は、業務の届出のあった日から5年を経過した日の属する年の6月30日までです。継続して業務を行う場合は、有効期間の満了する年の5月1日から6月30日までの間に更新の手続きをする必要があります。

6. 立入検査(法第50条の38)

法に基づき、麻薬等原料営業所の立入検査を行うことがあります。取り扱っている麻薬向精神薬原料の保管場所、記録等、その管理に関する基本的な情報については、麻薬等原料営業所において常時把握しておいて下さい。

7. その他

①関係書類の保管

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届及び業務変更届の際に、これら届出書の副本に麻薬取締部の受理印を押して返しますので、棄損・亡失しないようにして下さい。業務届及び業務変更届の副本は立入検査の際に提示を求められますので大切に保管しておいて下さい。

また、業務届受理証明書は通関の際の証明書になりますので、大切に保管しておいて下さい。なお、業務廃止時には業務廃止届を提出すると同時に業務届副本、業務届受理証明書を返納して下さい。

②届出書類作成上の注意

社長印は、登記所に届け出ている実印を使用して下さい。

届出書類の右上の捨印は、必ず押印する必要はありませんが、押印が無くて訂正があった場合は、再度作成し直していただきます。